

森林環境税（県民税均等割の超過課税）を導入しています

目 的

森林には、災害の防止、水源のかん養等の多くの公益的機能があります。山梨県では、この重要な役割を果たす森林を健全な姿で次の世代に引き継いでいくため、平成24年4月1日から森林環境税（県民税均等割の超過課税）を導入しました。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

森林環境税の仕組み

県民税均等割額に下記の額を 上乗せ（超過課税） して納めていただきます。

個 人	法 人		
●県内に住所がある方 ●県内に事務所、事業所または家屋敷を持っている方	●県内に事務所、事業所、寮等を持っている法人等		
年額500円 ●平成24年度から課税	均等割額の5% ●平成24年4月1日以後に終了する事業年度から課税		
次の方には課税されません。	資本金等の額	均等割額	5%相当額
・生活保護法の規定による生活扶助を受けている方 ・前年の合計所得金額が135万円以下の障害者、未成年者、寡婦又はひとり親の方 ・前年の合計所得金額が市町村の条例で定める金額以下の方	50億円超	800,000円	40,000円
	10億円超～50億円以下	540,000円	27,000円
	1億円超～10億円以下	130,000円	6,500円
	1千万円超～1億円以下	50,000円	2,500円
	1千万円以下等	20,000円	1,000円

県税は、県民の皆様が住みやすく、豊かな生活が送れるよう、幅広く活用されています。期限内申告・期限内納税をしましょう！

県税の相談

県税についてのご相談やおたずねは、次の場所にお気軽にお問合わせください。

- 総合県税事務所 笛吹市石和町広瀬785 東八代合同庁舎
電話番号は26ページに掲載しています。
- 自動車税センター 笛吹市石和町唐柏1000-4 ☎055-262-4662

国税の相談

国税に関する一般的なご相談は、国税局電話相談センターをご利用ください。
（所轄の税務署にお電話していただき、音声案内に従い「1」を選択してください。）

- 甲府税務署 甲府市丸の内1-1-18 甲府合同庁舎 ☎ 055-254-6105
- 山梨税務署 山梨市上神内川738 ☎ 0553-22-1411
- 大月税務署 大月市御太刀2-8-10 大月地方合同庁舎 ☎ 0554-22-3151
- 鰺沢税務署 南巨摩郡富士川町鰺沢1760-1 富士川地方合同庁舎3階 ☎ 0556-22-3191
- インターネットでの相談 ⇒ 国税庁ホームページ

詳しくは

自動車の登録手続についてのお問い合わせ先

- 山梨運輸支局 笛吹市石和町唐柏1000-9 テレホンサービス 050-5540-2039

※ 電話がつながると自動音声案内が始まりますが、そのまま続けて037とボタンを押すと自動音声案内が終了し、オペレーター（電話対応者）が応答します。

市町村税の相談

市町村税について不明な点は各市町村へお問い合わせください。

インターネットを利用して税に関する情報が入手できます。

■ 県税について

県税ホームページ <https://www.pref.yamanashi.jp/zeimu/index.html>

■ 国税について

国税庁ホームページ <https://www.nta.go.jp>

山梨県総務部税務課 〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1 ☎055-223-1386